○文部科学省告示第七十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第一項の規定に基づき、令和七年八月二十七日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和七年八月二十七日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　中根　順子

名称	関係告示	名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
琵琶湖疏水施設	令和七年文部科学省告示第六十八号	琵琶湖疏水施設	四所	煉瓦造隧道、延長二、四四四・四メートル、竪坑二基及び翼壁附属	京都市	京都府京都市中京区寺町通御池上る本能寺前町四八八	滋賀県大津市三井寺町、同園城寺町、同藤尾奥町、同稲葉台、京都府京都市山科区四ノ宮小金塚、同御陵墨岩、同御陵封ジ山町、京都市左同ノ岡堤谷町、京都市山科区四ノ宮小金塚、同御陵墨岩、同御陵封ジ山町、同日ノ岡堤谷町、京都市左京区粟田口山下町、同南禅寺福地町、同南禅寺草川町、京都市東山区東小物座町
大津閘門及び堰門		第一隧道		煉瓦造隧道、延長一二五・三メートル、翼壁附属			
大津運河		第二隧道		煉瓦造隧道、延長八五一・五メートル、翼壁附属			
第一隧道		第三隧道		石造及び煉瓦造、延長五六六・一メートル、煉瓦造カルバート含む			
第二隧道		インクライン					
第三隧道		南禅寺水路閣	一基	煉瓦造一四連アーチ橋、橋長九三・二メートル			
安朱川水路橋							
第一〇号橋							
第一一号橋							
インクライン							
夷川閘門							
南禅寺水路閣							
第五隧道							
第六隧道							
日岡隧道							
新旧両水連絡洗堰							
合流隧道							
蹴上放水所							
七瀬川放水所							
蹴上浄水場第一高区配水池							
旧御所水道大日山水源地喞筒所							
蹴上発電所旧本館							
夷川発電所本館							
伏見発電所本館							
本願寺水道水源池							

名称	関係告示	所在地
太陽の塔	令和二年文部科学省告示第百六号	大阪府吹田市千里万博公園四一―一